評価のためのミニテスト

実務研修/実務なし・再研修

1章　介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント

項目	問題（〇×で解答）	解答欄	正答	評価 （正答数）
① 介護保険制度創設の背景や基本理念について説明できる。	問1　介護保険法第一条では、利用者の尊厳の保持について求めている。			
	問2　介護保険制度の基本理念は、利用者本位、競争原理、自立支援である。			
	問3　平成29年からすべての市町村で地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業が実施された。			
② 地域包括ケアシステムが求められる背景とその考え方について説明できる。	問1　介護保険制度におけるケアマネジメントは利用者の状況に最もふさわしい適切なサービスを常に継続して確保し、利用者のQOLを保持していくための実践である。			
	問2　居宅介護支援とは、施設と在宅を含めた要介護（要支援）者向けのケアマネジメントである。			
	問3　介護支援専門員は、利用者の生活ニーズに合わせて、保険給付サービスが、特定の種類、事業所、若しくは施設に偏らないよう公正かつ誠実にその業務を行わなければばならない。			
③ 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた自らの地域における取組状況（関連する法制度や事業等の動向等）について述べることができる。	問1　地域包括ケアシステムが求められる背景には、高齢者単独・夫婦のみ世帯の増加、要介護（要支援）高齢者や認知症高齢者の増加、介護給付の増加などがある。			
	問2　生活支援サービスの充実・強化のため、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターを配置した。			
	問3　平成27年に認知症施策推進総合戦略を策定し、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員を地域包括支援センター等へ配置した。			
④ 介護保険制度におけるケアマネジメントの役割や機能について説明できる。	問1　要介護認定の申請は、本人・家族のみ行なうことができる。			
	問2　要介護認定の効力は、認定の結果を被保険者に通知があった以降であるため、通知を受け取るまではサービスを利用することができない。			
	問3　施設サービス計画書は居宅介護支援事業所を利用しなければ作成できないため、必ず市町村に届けなければならない。			
⑤ 介護サービスの利用手続き（要介護認定等に関する基本的な視点と概要）を述べることができる。	問1　要介護認定の申請後、被保険者が適切にサービスを利用できるとは限らないため、介護支援専門員は様々な場面で被保険者への介入が求められる。			
	問2　要介護認定後は、地域ケア会議を通して、サービスの原案を確認し利用者家族の同意を得る。			
	問3　アセスメントで明らかになった利用者の置かれている状況を踏まえ、総合的な援助の方針と、目標の設定を行う			
⑥ 居宅サービス計画等の作成の目的と留意点を述べることができる。	問1　生活課題を明確にするために現状の確認だけでなく、これまでの背景や要因についても把握し、将来の予測も行う必要がある。			
	問2　生活課題の把握に基づき、目標の設定、サービスの決定は介護支援専門員が責任をもって行う。			
	問3　サービス担当者会議は、サービス計画書原案について協議する場であるが、聴取する意見がない場合には開催しなくてもよい。			
⑦ 保険給付及び給付管理等の仕組みを述べることができる。	問1　介護保険のサービスを受けたときは、原則として保険対象サービス費用の9割または8割が保険で給付され、残りの1割または2割を利用者が負担する。			
	問2　サービス事業者は、提供したサービスの介護給付費請求書・明細書を翌月15日までに都道府県の国保連合会に提出することになっている。			
	問3　要介護状態区分によって、区分支給限度額が定められており、それを超えるサービスの利用はいかなる場合であってもできない。			

科目評価 （受講後評価）		← 正答数：21～17　→　科目評価：3 正答数：16～12　→　科目評価：2 正答数：11～　6　→　科目評価：1 正答数：　5～　0　→　科目評価：0	（正答数計）